文教委員会資料

令和５年８月２１日

子ども未来部保育課

品川区立ぷりすくーる西五反田指定管理者候補者の選定について

１．趣旨

　品川区立ぷりすくーる西五反田は平成１６年６月に開設し、幼児教育と保育を一体化し、保育所・幼稚園の相互の特色を生かした施設である。

　開設以来、指定管理者制度を導入してきており、今回、令和６年３月３１日で現指定管理期間が満了するため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行う。

２．指定期間満了を迎える施設の名称、所在地

（１）名　称　　品川区立ぷりすくーる西五反田

（２）所在地　　西五反田三丁目９番９号

３．指定管理者が行う業務

（１）保育園、幼児教育施設、ふれあい交流室の運営に関すること。

（２）延長夜間保育および保育時間内延長保育の利用の承認および承認の取消しに関すること。

（３）幼児教育施設の入園の承認ならびに入園の制限および退園に関すること。

（４）預かり保育の利用の承認に関すること。

（５）利用料金の徴収に関すること。

（６）施設および設備の維持および修繕に関すること。

４．指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

５．指定管理者候補者の選定

（１）選定方法

公募によらず特定の事業者を選定する。

※施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を指定管理者候補者として特定して選定する。

（２）選定委員会の設置

　　候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置する。なお、選定に係る審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

　　選定委員会は有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定する。

（３）選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項を選考基準とする

① 平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

② 適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

③ 管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

④ 設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

６．今後の予定

令和５年　９月　予備委員会および選定委員会の開催・選定

１１月　指定管理者の指定の議案提出・議決

令和６年　３月　指定管理者業務の協定締結

４月　指定管理者業務開始